

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第14号

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

第1条 柔道整復師法施行細則（昭和58年鳥取県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県柔道整復師法施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）の施行に関しては、柔道整復師法施行令（平成4年政令第302号）及び柔道整復師法施行規則（平成2年厚生省令第20号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>柔道整復師法施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>この規則は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）</u>、<u>柔道整復師法施行令（昭和45年政令第217号。以下「政令」という。）</u>及び<u>柔道整復師法施行規則（昭和45年厚生省令第41号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（名簿訂正申請書の様式）</p> <p>第2条 <u>政令第1条の3第2項に規定する申請書は、様式第1号によるものとする。</u></p> <p>（名簿登録削除申請書の様式）</p> <p>第3条 <u>政令第2条第2項に規定する申請書は、様式第2号によるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、柔道整復師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたことを証する書類を添えなければならない。</u></p> <p>（免許取消申請書の様式）</p> <p>第4条 <u>省令第5条に規定する申請書は、様式第3号によるものとする。</u></p>

(施術所の届出)

第 2 条 法第 19 条第 1 項前段の規定による届出は、施術所の所在地を所管する総合事務所長（以下「所管総合事務所長」という。）に様式第 1 号による届出書を提出してしなければならない。

2 法第 19 条第 1 項後段の規定による届出は、所管総合事務所長に様式第 2 号による届出書を提出してしなければならない。

3 法第 19 条第 2 項の規定による届出は、所管総合事務所長に様式第 3 号による届出書を提出してしなければならない。

(免許証書換え交付申請書の様式)

第 5 条 政令第 3 条第 2 項に規定する申請書は、様式第 1 号によるものとする。

(免許証の再交付申請手続)

第 6 条 政令第 4 条第 1 項の規定による申請は、様式第 4 号による申請書を提出してしなければならない。

(免許証の返納手続)

第 7 条 政令第 4 条第 3 項又は第 5 条の規定による返納は、様式第 5 号による返納書を提出してしなければならない。

(合格証書の様式)

第 8 条 省令第 10 条に規定する合格証書は、様式第 6 号のとおりとする。

(施術所の届出の手続)

第 9 条 法第 19 条第 1 項前段の規定による届出は、様式第 7 号による届出書を提出してしなければならない。

2 法第 19 条第 1 項後段の規定による届出は、様式第 8 号による届出書を提出してなければならない。

3 法第 19 条第 2 項の規定による届出は、様式第 9 号による届出書を提出してなければならない。

(施術簿)

第 10 条 柔道整復師は、施術所に様式第 10 号による施術簿を備え、施術の都度所要の事項を記載し、5 年間これを保存しなければならない。

(申請書等の経由及び提出部数)

第 11 条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類（省令第 8 条に規定する受験願書を除く。）は、次の各号の左欄に掲げる者にあつては、それぞれ当該右欄に掲げる地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

1 施術所の開設者（第 9 条に規定する届出書を提出する場合	施術所の所在地
--------------------------------	---------

	合に限る。)	
	2 県内で業務を行う柔道整復師（前号に掲げる者を除く。）	就業地
	3 県内に住所を有する者（第1号及び前号に掲げる者を除く。）	住所地
<u>2 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類の提出部数は、前項の規定により保健所長を経由する場合にあっては正副2部とし、その他の場合にあっては1部とする。</u>		

第2条 柔道整復師法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までを削る。

様式第7号中「第9条関係」を「第2条関係」に改め、「 - 」を削り、同様式に注として次のように加え、同様式を様式第1号とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第8号中「第9条関係」を「第2条関係」に改め、「 - 」を削り、同様式に注として次のように加え、同様式を様式第2号とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第9号中「第9条関係」を「第2条関係」に改め、「 - 」を削り、同様式に注として次のように加え、同様式を様式第3号とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。